

青森県報

第八百四十一号

令和六年
十一月十八日
(月曜日)

目次

告 示

- 広域連合の規約の変更…………… (市町村課) …… 一
- 鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新…………… (自然保護課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出…………… (高齢福祉保険課) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出…………… (障 障が 障がい 障が 障が …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (同) …… 二

告 示

青森県告示第六百二二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、つがる西北五広域連合及び青森県後期高齢者医療広域連合の規約の変更を令和六年十月三十日許可したので、同条第五項の規定により公表する。

令和六年十一月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第六百二二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第十八条の八第二項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間を更新したので、同条第六項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和六年十一月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 更新年月日

令和六年十一月八日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人新自由狩猟クラブ
八戸市小中野八丁目一二の二一

2 代表者の氏名

金田 和広

青森県告示第六百四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和六年十一月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名称又は氏名	指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
主たる事務所の所在地又は住所					

社会福祉法人 会 健康伸	弘前市大字独狐 一字石田一二一の	訪問介護	訪問介護 ステーション イフスマ イル弘前	弘前市大字桔 梗野五丁目一 の二三	六・八二六 ク
有限会社 さくらデ イサービス センター ター	黒石市ちとせ一 丁目一の一	訪問介護	有限会社 さくらデ イサービス センター 訪問介護 さくら	黒石市ちとせ一 丁目一の一	令和 六・九三〇 令和 六・九三〇

青森県告示第六百五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

令和六年十一月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	訪問看護ステーションおはな	八戸市新井田西三丁目一八の四 リバースワンD	令和 六・四・一
変更後	オールドリーナーズステーション		

青森県告示第六百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和六年十一月十八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
サカエ薬局藤崎	南津軽郡藤崎町大字藤崎字武元一三	令和 六・二・三〇

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭